

国会公契第 49 号
国営管第 662 号
国港総第 760 号
国空予管第 1582 号
国北予第 52 号
令和 5 年 3 月 30 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事業振興部長 殿
各 地 方 航 空 局 総 務 部 長 殿
国土技術政策総合研究所 総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大臣官房官庁営繕部管理課長
港 湾 局 総 務 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

令和 5 年度における国の公共工事の代価の前金払の特例措置
に係る取扱いについて

令和 5 年度における公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大することについて、「土地等の買収代金並びに公共工事の代価の前金払及び中間前金払について（通知）」（令和 5 年 3 月 30 日付け国官会第 24149 号）において、財務大臣との協議が成立した旨通知されたところである。

これを受けて、令和 5 年度における国の公共工事の代価の前金払の特例措置に係る取扱いについて、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 特例の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31

日までに、新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに払出しが行われるものとする。

2. 特例措置の内容

「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書第37条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書第37条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書第37条又は「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

3. 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日から令和5年3月31日までに、既に請負契約を締結している工事であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに払出しが行われる前払金があるものについては、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。